

# 高度工芸技術者養成研修業務委託契約書

沖縄県工芸振興センター所長 \_\_\_\_\_ (以下「甲」という。) と \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) は、次のとおり契約を締結し、信義に従い、これを履行する。

- 1 委託業務名 高度工芸技術者養成研修業務委託
- 2 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日
- 3 履行場所 おきなわ工芸の杜 貸し工房D及び共同工房
- 4 業務委託料 金 \_\_\_\_\_ 円(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額 \_\_\_\_\_ 円)

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

- 5 契約保証金 円 (沖縄県財務規則第101条第1項に基づく)

(総則)

**第1条** 甲は、高度工芸技術者養成研修業務 (以下「業務」という。) を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- 2 乙は、別に定める「業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。) に基づき、業務を実施するものとする。

(注意義務と損害賠償義務)

**第2条** 乙は、委託業務の処理に当たって発生した損害 (第三者に及ぼした損害を含む。) は、乙が負担する。ただし、その損害の発生が項の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。

- 2 業務内容の変更、天災等、乙の責に帰さない理由により、業務の遂行に影響を及ぼす場合は、甲乙が必要に応じ協議して書面によりこれを定めるものとする。

(実施計画書)

**第3条** 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む実施計画書を契約締結の日より7日以内に甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 業務内容
- (2) 業務日程及び報告様式
- (3) 業務履行体制

(実績報告)

**第4条** 乙は、委託業務が完了したとき (委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。) は、令和6年3月31日までに委託業務の実績を記載した委託業務実績報告書を甲に提出するものと

する。

- 2 乙は、前項の実績報告書のほか、業務に係る支出を明らかにする書類を甲に提出しなければならない。

#### (委託業務の検査)

**第5条** 甲は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、すみやかにその内容は契約内容が適合するものであるかを検査するものとする。

- 2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、報告書等の補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届出、報告書等を提出して再検査を受けなければならない。
- 3 委託業務の引渡しは、第1項の検査又は前項の再検査に合格したことをもって完了とする。

#### (額の確定)

**第6条** 甲は、前条の規定による検査の結果、契約の内容に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

- 2 前項の委託費の確定額は、業務委託料と業務の実施に要した経費の額とのいずれか低い額とする。

#### (経費の請求及び支払)

**第7条** 乙は、前条の規定による通知を受けたときは、甲に確定額（すでに概算払いした額があるときは当該支払済み額を確定額から控除した額）を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、特別な事由がない限り当該請求があった日から起算して30日以内に、これを乙に支払うものとする。
- 3 甲は、第8条の規定により概算払いした委託料の額が、確定額を超える場合は、期日を定めて当該超える額を乙に返還させるものとする。
- 4 甲は、乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて年2.4%の延滞金を徴収できるものとする。

#### (概算払い)

**第8条** 甲は乙の請求により必要があると認められる金額については、前条の規定にかかわらず概算払いをすることができる。ただし、概算払いについては、3回以内とし、委託契約額の9割以内とする。

#### (業務の調査等)

**第9条** 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

- 2 甲は、前項の規定による報告の結果、甲、乙協議の上、必要があると認めるときは、乙に対し適当な措置をとるべきことを指示することができる。

#### (委託内容の変更等)

**第10条** 甲は、必要がある場合は業務の内容の一部を変更し、又はその全部もしくは一部を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(仕様書等の変更の承認)

**第11条** 乙は、仕様書等に記載された委託業務の内容または経費の内訳を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。ただし、「直接人件費」から「事業に関する経費」への流用、その逆の流用および「一般管理費」の増額となる流用は行うことができない。なお、次に掲げる変更については、甲の承諾を不要とする。

(1) 別表「経費区分表」で定める「事業に要する経費」内の経費区分間での10%以内の流用

2 甲は、前項に定める承認をするときは、条件を付することができる。

(事故発生時における報告)

**第12条** 乙は、この業務を行うために取り扱う情報の漏洩、資産の滅失又は損傷、家裁、自然災害等の事故があった場合には、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(申出義務)

**第13条** 乙は、この契約締結後の状況の変化により、委託業務を遂行することが困難になったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金)

**第14条** 甲は、乙の責めに帰すべき理由により、履行期間満了のときまでに業務を完了する事ができない場合において、甲が履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、甲は、乙から履行遅延金を徴収して、履行期間を延長することができる。

2 前項の履行遅滞金は、乙の遅延日数につき、契約金額に政府契約の支払延滞防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた率で計算した額とする。

(解約)

**第15条** 甲又は乙が契約期間中に解約しようとする場合には、1ヶ月前までに書面をもって、その旨を通知し、甲乙協議するものとする。

2 前項の規定により契約が解約された場合に甲または乙に損害が発生したときは、その賠償額は甲乙協議して定める。

(甲の解除権)

**第16条** 甲は、次の各号の一つに該当する事由がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合

(2) 著作権法違反等、この受託業務の実施に係る基本的な部分において関係法令に違反し処罰の対象または損害賠償の対象となったとき

(3) 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、この受託業務を実施することがふさわしくないと甲が判断したとき

(4) 研修修了生の受講状況報告に関して虚偽の報告をしたとき

(5) 乙の責めに帰すべき事由により、この受託業務を遂行することが困難であると甲が判断したとき

(6) 乙がこの契約で定める条項に違反した場合

(7) 乙が次のいずれかに該当する場合

- イ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ロ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ヘ 下請契約、資材又は原材料等の購入契約その他の契約をしようとする相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき
- 2 前項の規定により乙に損害が発生した場合は、甲はその責めを負わないものとする。
- 3 第1項の規定により、この契約が解除された場合において、乙は、受託業務の残務の処理が完了するまで、甲乙間の協議に基づき、責任をもって処理するものとする。
- 4 第1項の規定による契約解除の場合には、甲は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を乙に請求することができる。
- 5 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

（守秘義務）

- 第17条** 甲乙ともに、本契約実施に当たって知り得ることができる相手方の秘密を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- 2 乙は、業務の処理に伴い甲より貸与を受けた資料及び情報を適切に管理するとともに、業務の終了時には、甲より貸与を受けた資料及び情報を速やかに返還又は破棄しなければならない。その場合、情報資産等の返還及び破棄報告書を提出しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（個人情報の取扱）

- 第18条** 乙は、この契約による業務を処理するための、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（著作権）

- 第19条** 成果物の著作権及び所有権は、甲に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

**第20条** 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。担保の目的物とすることも同様とする。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

**第21条** 乙は、原則として委託業務を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

**第22条** 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

**第23条** 乙は、委託業務の実施に関する経理に関し専用の帳簿を備え、支出額を明確に記載しなければならない。

2 乙は、乙は、委託業務に要した経費を甲が指示する項目に従って前項の帳簿に記載し、その支出内容について説明する書類を整理して保管しなければならない。支出内容を証明する書類とは、乙が通常使用している決裁文書、見積書（相見積書含む）、納品書、検収調書、請求書、領収書、銀行振込領収書、委託業務に従事する者の扱いを示す台帳及び出張伝票表等をいう。

3 乙は、前二項の帳簿等を業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(疑義不明の場合の協議)

**第24条** 本契約書及び仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

(管轄裁判所)

**第25条** 前条の規定による協議が整わない場合など、この契約に関する一切の紛争に関して、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

本契約の成立を証して本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和\_\_年\_\_月\_\_日

甲

乙

別表（契約書第11条関係）

## 経費区分表

業務名：高度工芸技術者養成研修委託業務

単位：円

経費区分	経費区分の内容	金額
I 直接人件費		
	指導講師および事務職員の人件費にかかる経費 (報酬、通勤手当、社会保険料など)	
II 事業に要する経費		
	講習会にかかる経費(講師謝金・関係者旅費)	
	その他事業実施にかかる経費 (消耗品、印刷製本費、会場借料等)	
	I + II 計	
III 一般管理費	( I + II ) × 10%以内	
	I + II + III 計	
IV 租税公課	IV消費税( I + II + III ) × 10%	
	事業費合計 I + II + III + IV	

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第 1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (適正管理)

第 3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (作業場所の特定)

第 4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

### (収集の制限)

第 5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第 6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複写又は複製の禁止)

第 7 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

### (事務従事者への周知)

第 8 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

**(再委託の禁止)**

**第9** 乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

**(資料等の返還等)**

**第10** 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

**(調査)**

**第11** 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

**(事故発生時における報告)**

**第12** 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

**(損害賠償)**

**第13** 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。